サブカテゴリー解説 (ろうあ児施設)

サブカテゴリー1. サービス情報の提供

評価項目

6-1-1 子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、事業者が利用者等(利用者には、今後サービスを利用する可能性のある都民を含む)に対して、いかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、 不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉 サービスにとっては、利用者に対する情報提供が大きな意味をもっています。

現時点では、利用者の多くが事業者を選択することができるとは限らないため、利用者に対して情報提供や案内を積極的に実施していこうとする事業者は少数かもしれませんが、事業者としての組織の透明性や信頼性を高めていくためにも重視される項目といえます。

またここでは、利用者に対してだけではなく、サービス選択のための情報提供や相談業務にあたる 関係機関等への情報提供や説明も含んでいます。

■評価項目6-1-1

「子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもや保護者等に対して、提供するサービスの事前情報として、どのような内容を、どのように提供しているのか、また、子どもや保護者のニーズや状況等を考慮した情報提供を行っているのかを評価をします。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、利用する若しくは利用する可能性のある子どもと保護者の特性や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。

また、子どもや保護者が事業者から直接情報を入手することが必ずしも一般的であるとは言い切れないことから、サービスの調整や基盤整備にあたる行政機関への情報提供も行われているかどうかも確認します。

さらに、当該事業者の利用を予定している子どもや保護者に対しては、見学等により実際のサービスがどのように提供されているのかなど、子どもや保護者の必要とする情報を具体的に提供しているのかについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.子どもや保護者の特性を考慮	・当該事業者が提供するサービスを『利用する可能性のある子ども
し、提供する情報の表記や内容をわ	や保護者の特性を考慮』し、その『状況にあった情報内容や表記を
かりやすいものにしている	工夫しているか』を確認する。
□2.事業所の情報を、行政や関係機	・『利用する可能性のある子どもや保護者の情報入手ルートや実態を
関等に提供している	考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報提供を行ってい
	るか』を確認する。
口3. 子どもや保護者の問い合わせ	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望(時間帯や知
や見学の要望があった場合には、個	りたい内容)についてだけではなく、現在サービスを利用している
別の状況に応じて対応している	子どもや施設のその時々の状況を指している。
	・施設を『利用する可能性のある子どもや保護者の特性を考慮』し、
	『見学や問い合わせの主たる目的や要望を確認したうえで、個別に
	対応しているか』また『その時々の施設の状況を考慮して対応して
	いるか』を確認する。

- 効果的な情報提供にあたって、利用している子どもの紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、一つの有効な手段となる可能性があります。同時に、被写体となる子どものプライバシー保護などの配慮も重要となります。
- 施設としての見学等への対応や考え方に基づき、現在利用している子どもや保護者への配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されていることが求められています。

サブカテゴリー2. サービスの開始・終了時の対応

評価項目

6-2-1 サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、同意を得ている

6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の利用者に対して、事業者がどのような対応をしているのかということを評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して利用者に対する 十分な説明と利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

特に利用開始時には、子どもの生活環境の変化による影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。その際には保護者への配慮も必要となります。

また、さまざまな理由によるサービス終了時においても、児童相談所や関係機関との連携等を通じて、子どもの生活の継続性に配慮した対応をしているかどうかが問われます。

■評価項目6-2-1

「サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、同意を得ている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービスの利用開始当初の子どもやその保護者に対して、どのようにサービスや支援の内容を伝え、説明し、子どもと保護者の納得を得ているのかを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの子どもや保護者の状況に配慮した対応をしているか、説明や同意確認がどのように行われているかについても視野に入れる必要があります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.サービスの開始にあたり、基	・サービス開始時の子どもや保護者に対し、『一人ひとりの状況に応じ』、
本的ルール、重要事項等を子ど	『基本的ルール、重要事項等の説明方法を工夫しているか』を確認する。
もや保護者の状況に応じて説明	
している	
口2.サービス内容や利用者負担	・サービス開始時の子どもや保護者に対し、『施設のサービス内容・支援
金等について、保護者の同意を	等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要と考え
得るようにしている	ているか』、単に説明をするのみでなく、『子どもや保護者の理解を得る
	ための手段を講じ』、『実施しているか』を確認する。
口3.サービスに関する説明の際	・サービス開始時の子どもや保護者に対し、『施設が定めているルール・
に、子どもや保護者の意向を確	重要事項等に対する子どもや保護者の意見・要望・質問等』を『どのよ
認し、記録化している	うな方法で把握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。

- 重要事項については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。
- 各施設が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。
- 判断能力が十分でない、あるいは日本語が母国語でない子どもや保護者の場合、詳細な事項を説明することは難しい場合もありますが、施設で生活する子ども本人に、日常生活の内容や施設における基本方針、ルール等を一人ひとりの子どもの状況に応じて、わかりやすく伝えることが求められています。
- 障害者自立支援法施行により措置制度から契約制度に移行しました。契約へ移行した利用者に対しては契約の内容を十分に説明し、利用者等の理解を得てサービスを提供することが求められます。
- 利用者の状況によって措置継続となる場合もあります。

■評価項目6-2-2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが環境の変化などにより、心身に受ける影響を緩和するための支援や子ども が新たな環境に馴染めるような配慮などを評価します。

また、当該サービスの利用を終了する場合の子どもや保護者の不安を軽減し、継続的に支援することができるような取り組みをしているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービス開始時に、子どもの支	・『サービスを開始する際に必要な一人ひとりの子どもの個別事情や保
援に必要な個別事情や要望を決	護者の要望』を、『事業者が定めた一定の様式を使用』し、『記録』し、
められた書式に記録し、把握して	『把握しているか』を確認する。
いる	
口2.利用開始直後には、子どもの不	・サービス利用開始直後の子どもが感じる不安やストレスは一人ひと
安やストレスを軽減するよう配	り異なり、その対応も個別に行うことが求められる。
慮している	・『利用開始直後の子どもの不安やストレスへの対応』として、『不安
	やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応を
	どのように行っているか』を確認する。
口3.サービス利用前の生活をふま	・さまざまな生活状況にいた子どもに対して、『サービス利用を開始す
えた支援をしている	る以前の生活習慣や価値観を把握、理解』し、『子どもにとって望まし
	いサービスを段階的に検討』し、『支援しているか』を確認する。
口4.サービスの終了時には、子ども	・さまざまな事由によるサービスの終了時には、これまでと同水準の
や保護者の不安を軽減し、支援の	サービスを維持できるのか等の一人ひとりの子どもや保護者の不安に
継続性に配慮した支援をしてい	対し、『一人ひとりのニーズや状況に合ったアドバイスや関係機関との
る	連携』が『どのように行われているか』を確認する。

- 子どもの状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものと限らない場合もあります。しかし、好ましい生活習慣を子どもが獲得するためには、子ども自身の納得が重要になり、その基盤として、これまでの生活の実態を把握し、考慮して支援をすることが求められます。
- 虐待や複雑な家庭環境など、困難な要因によってサービスを開始する子どももあり、子どもを取り巻くさまざまな背景を理解したうえで、サービスを提供することが求められています。
- 福祉サービスの中には、サービス終了後の利用者へのアフターケアを事業として実施しています。 これらの評価は、「サブカテゴリー4.サービスの実施」において行うものとし、この評価項目では、 サービス終了時の対応・手続きについて評価します。

サブカテゴリー3. 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目

- 6-3-1 定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面 ごとに明示している
- 6-3-2 子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している
- 6-3-3 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している
- 6-3-4 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、子どもの個別状況を踏まえたうえで、支援の基礎となる個別の支援計画を どのように策定しているのか、子ども一人ひとりに合った支援を提供するためにどのような工夫をし ているのか、個別対応に関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、子ども一人 ひとりの状況に応じた計画策定・記録の実施がどのように行われているかを評価します。

「定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明 示している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもへの個別対応にあたって、心身状況や家族関係等を含む生活環境等の子ども に関する情報や要望をどのように把握し、個別の課題として明確化しているのかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
ロ1.子どもの心身状況や生活状況	・個別の計画の基礎となる『子どもの心身状況や生活状況等の情報』
等を、組織が定めた統一した様式	を『記入する様式を組織として定め』、『記録し、把握しているか』を
によって記録し把握している	確認する。
口2.子ども一人ひとりのニーズや	・子ども一人ひとりに合ったサービス提供を行うために、『個別のニー
課題を明示する手続きを定め、記	ズ・課題の把握』を『組織としての一貫したプロセス』で行い、その
録している	『経過等を記録しているか』を確認する。
口3.アセスメントの定期的見直し	・『子どもの状況や変化』を『タイムリーに把握』するための『組織と
の時期と手順を定めている	しての一貫したプロセスが定められているか』を確認する。

- ここでは「アセスメント」を、「福祉サービスを利用する利用者に関わる情報収集とその分析及 び課題設定というプロセス」として捉えています。各々の課題を明確にし、子どもの個別状況に応 じた適切なサービス提供を実施するために、不可欠な過程であるといえます。
- サービス提供に必要な子どもの個別情報の収集は、「サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連を考慮する必要があります。

「子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもに対する個別の支援計画の作成・見直し状況について評価します。子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、子どもや保護者等の希望などを尊重し、子ども、保護者と施設の双方で納得性の高い計画作成や見直しを行うことが求められます。子どもや保護者の納得、同意を得るための取り組みや関係者の意見収集がどのように行われているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.計画は、子どもや保護者の希望	・子ども一人ひとりに合った、納得性の高いサービスを提供するため
を尊重して作成、見直しをしてい	に、個別の支援計画作成の過程で、『これからの生活に関する子ども
న	や保護者の意向や希望』を『どのように把握』し、『子どもや保護者
	の意向や希望を尊重した作成や見直しをしているか』を確認する。
口2.計画を子どもや保護者にわか	・子どもや保護者が、計画を理解し、納得してサービス提供を受ける
りやすく説明し、同意を得ている	ために、『一人ひとりの子どもの状況に合った説明方法を工夫し、』『子
	どもや保護者の同意をきちんと得ているか』を確認する。
口3.計画は、見直しの時期・手順等	・一人ひとりの子どもに合ったサービス提供を継続して実施するため
の基準を定めたうえで、必要に応	に、『作成した計画の見直しに関する必要性を組織として検討』し、『具
じて見直している	体的な時期や手順』、『参画するメンバー構成などの基準』等を『明確
	に定めているか』、また『その基準に基づいて実施しているか』を確
	認する。
口4.計画を緊急に変更する場合の	・子どもや保護者の状況の変化等による緊急時の計画変更は、さまざ
しくみを整備している	まな状況でも適切に対処できるような『迅速な判断体制や規程等』を
	『組織としてどのように定めているか』を確認する。

- 計画の作成にあたり、子どもや保護者等の意向をどのように反映させるかなど組織としての基本 的姿勢の確保に着目します。
- 子どもに関する日常生活の記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのか についても着目します。
- 判断能力の十分でない、あるいは日本語が母国語でない子どもや保護者を含め、本人の参画や同意を得るための工夫が必要とされています。
- 子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、専門職の意見の反映や計画作成、 見直しに参加する職員の構成に配慮することが求められています。

「子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や子どもや保護者状況の変化等をいかに記録しており、その記録が活きた情報となるような管理体制がどのように整えられて、機能しているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.子ども一人ひとりに関する	・子ども一人ひとりとの日常的な関わりによって得た情報や変化等、『必
情報を過不足なく記載するしく	要な情報を記載するしくみ』が『組織として定められているか』、また『記
みがある	録内容の的確性』や『情報の活用状況』を『検証する手段があるか』を
	確認する。
□2.計画に沿った具体的な支援	・『計画に沿った職員の支援状況』や『子どもや保護者の変化』などの内
内容と、その結果子どもの状態	容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録している
がどのように推移したのかにつ	か』を確認する。
いて具体的に記録している	

【留意点】

○ 記録の管理及び活用に関しては、個人情報の取扱いと職員間での共有化を考慮する必要があります。

「子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な、子どもや保護者に関する情報が、支援を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.計画の内容や個人の記録を、	・『個別の計画や子どもや保護者の状況などの情報』を、『サービス提供
支援を担当する職員すべてが共	に関係する職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を
有し、活用している	実施できるしくみを定め』、『実施しているか』を確認する。
口2.申し送り・引継ぎ等により、	・『子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報』は、『軽微なもの
子どもに変化があった場合の情	を含め的確に把握できるしくみ、子どものサービスに関係する職員間で
報を職員間で共有化している	共有化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認す
	ర 。

【 留意点 】

○ 子どもに関する情報の共有化が現実にどの程度行われ、活用しているか、それを確認する手段を 有しているかなど、機能性に着目します。

サブカテゴリー4. サービスの実施

評価項目

- 6-4-1 個別の支援計画に基づいて自立(自律)に向けたさまざまな取り組みを行っている
- 6-4-2 おいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している
- 6-4-3 身の回りの支援は、子ども一人ひとりの状況に応じて行っている
- 6-4-4 子どもの健康を維持するための支援を行っている
- 6-4-5 子どもの精神面でのケアについて、さまざまな取り組みを行っている
- 6-4-6 施設での生活は楽しく快適で子どもの自主性を尊重し、子どもの立場にたって支援 している
- 6-4-7 施設と家族等との交流・連携を図っている
- 6-4-8 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【解説】

このサブカテゴリーは、サービスを利用している利用者の特性をどのように考慮してサービスを提供しているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、事業者としてどのように工夫しているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。

ここでは特に、事業者各々の特徴が現れると考えられますが、どの事業者においても、サービス提供の基本は、利用者本位です。その基本に留意して評価を行うことが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける子どもや保護者の 意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理・健全育成等と相反する場 合があることも否めません。そのような場合においても施設が子どもや保護者に対し、どう向き合っ ていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面(ハード面)の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たと え設備が古くても、それを補うために施設でどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

「個別の支援計画に基づいて自立(自律)に向けたさまざまな取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの年齢や特性、個別事情に応じて作成された個別の支援計画に盛り込まれた 内容が、子どもの自立(自律)を支援する場面でどのように具体化され、実践されているかを評価し ます。施設での生活は基本的に共同生活であるため、子ども一人ひとりの意向を尊重し、状況に応じ た自立支援が重要となります。その前提として、職員が個別状況に応じて子どもと十分な意思疎通を 図り、子どものニーズを的確に判断したうえで個別の支援を行うことが求められます。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.個別の支援計画に基づいて	・一人ひとりの子どもに立てられた『個別の支援計画の内容を日常の支
支援を行っている	援にどのように反映して支援しているか』。『計画を反映した支援が行わ
	れているかどうかの確認はどのような方法で行っているか』を確認する。
口2.子どもの特性に応じて、関わ	・『自分の考えを表現することが難しい一人ひとりの子どもの特性を把
り方やコミュニケーションのと	握』し、『個別の状況に応じて』『コミュニケーションの工夫をしている
り方を工夫している	か』を確認する。
口3.個別に必要な時期・状況で、	・『社会体験の必要性を組織として検討』し、『必要な時期・状況をど
自立(自活・就労など)に向け	のように設定』し、『どのような体験を実施しているか』を確認する。
ての社会的体験を行っている	
□4.児童相談所等の関係機関と	・『子ども一人ひとりに必要な支援が行われる』際に、『どのような関係
連携をとりながら、支援を行っ	機関』と、『どのような連携を行っているか』を確認する。
ている	
□5.退所(卒園)後も必要な支援	・アフターケアとして『どのような支援が必要か』を『組織として検討』
を行っている	し、『子どもの状況に応じて実施しているか』を確認する。

- この項目は、前の「サブカテゴリー3. 個別状況に応じた計画策定・記録」が、実際の生活場面で活かされ、機能しているのかを見る項目であり、その整合性も視野に入れて評価します。
- 子ども一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施するために、子どものこれまでの社会生活や人間関係などを含んだ背景をふまえ、支援しているのか、その具体的な方策と実施状況を確認する必要があります。
- 子ども一人ひとりの状況や抱えている課題が多様化していることが想定されるため、どのような 方法で個別のニーズを把握し、サービスを提供しているかを確認する必要があります。
- 子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、専門職や関係機関の意見を反映する等、子どもにとっての「最善の利益」を検討し、実現するためのプロセスをふんでいるかどうかに関しても確認することが重要です。
- 身辺自立などが最優先課題となる場合など、子どもにとっての自立支援の考え方や状況を確認し、 そのうえで評価をすることが重要です。

「おいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、栄養面や衛生面での配慮を含めた、施設で提供する食事(おやつを含む)に関する 取り組みを評価します。単に子どもの心身の状況に応じた食事提供という視点のみではなく、どれだ け子どもの意思、意向を把握し尊重した支援が実施されているかが評価のポイントとなります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.子どもの状態や嗜好に応じ	・『子ども一人ひとりの状態や嗜好』を『どのような方法で把握』し、『飽
て献立を工夫している	きのこない献立を立てているか』。 行事食の提供や季節感のある献立な
	ど、『食事を楽しめる工夫』をしているか。
	・『子どもの状態』や『メニューの内容』に『配慮して食事を提供してい
	るか』を確認する。
口2.子どもの状態やペースに合	・『子どもの健康状態やペース等を把握』し、『個別の支援計画に基づい
わせて食事がとれるよう、必要	た介助等の支援』を『実施しているか』を確認する。
な支援を行っている	・食事時間の調整、見守り、声かけなど、食事介助が必要な子どもに対
	して適宜行っているか。
□3.食事時間が楽しいひととき	・『子どもにとって楽しい食事』を『どのように考えているか』。
になるよう環境を整えている	・『楽しい食事ができる環境整備や配慮、工夫』について、『組織として
	どのように考え』、『工夫しているか』を確認する。
□4.食事時間は子どもの希望や	・子どもの生活リズムに応じた『外出・学校行事・部活等で食事の時間
生活状況に応じて延長やずらす	がずれる時の配慮』は『どのように考え』『実施しているか』を確認す
ことができる	る。
□5.食物アレルギー等の対応は、	・『一人ひとりの子どもの持っているアレルギーや持病等への食生活』を
主治医等の指示に従い、適切な	『把握』し、『医師等の指示に基づいた食事提供』を『実施しているか』
対応を行っている	を確認する。

- 子ども一人ひとりの状況に応じた食事提供や食事時間を楽しんで過ごせるような環境設定をしているかどうかに着目します。
- メニューや食事時間、食事場所、外食の機会等について、子どもの希望等をどれだけ取り入れる ことができるか等を確認します。
- サービス開始当初の子どもには特に偏食が多くあることが予測されるため、利用者調査の結果に 出る子どもの「おいしい」「おいしくない」という意見は、その努力をしていないということの現 われとは限りません。しかし、健康等を考慮して提供される食事が、子どもにとっても「よいもの」 と実感できるようになる対応がどのように行われているかということを確認する必要があります。
- これらの評価には、訪問調査時に、子どもが食事をとっている様子を実際に観察することも有効です。ただし、あくまでも生活の場であることを意識して、子どもに配慮することが必要です。

「身の回りの支援は、子ども一人ひとりの状況に応じて行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの希望や状態に応じた日中活動、整容等、身の回りの支援など施設での日常 生活をするうえで必要な支援が行われているかどうかを評価します。また子どもの主体性に配慮した 支援になっているかについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.子どもの状態やペースに合	・一人ひとりの子どもの心身の状況(子どもの意向を含む)を把握』し、
わせて、日常生活上の必要な支	『それにあった日常生活の支援を検討』し、『提供しているか』を確認す
援を行っている	る。
□2.日常生活における身の回り	・『子ども一人ひとりの状況に応じて』、『自分で行えることを自ら行える
のことは自分で行えるよう、必	よう必要な支援を検討』し、『実施しているか』を確認する。
要な支援をしている	

【 留意点 】

○ 日常の生活支援では、衛生面や安全面に配慮した支援が行われているかが基本になります。

「子どもの健康を維持するための支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども健康状態を把握し、健康維持に取り組んでいるか。また体調に変化が起こったときの連絡体制の整備等への取り組みを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.健康に関する子どもの悩み	・『健康に関する子どもの相談』や、必要がある子どもや保護者には『施
や不安等を受けとめ、必要に応	設から健康(疾病)の説明』を『実施する体制を整え』『実施しているか』
じて子どもや保護者等に対応を	を確認する。
している	
口2.子どもの服薬管理は誤りが	・『薬の誤り(子ども自身の飲み忘れ、間違った薬を渡す等)を防ぐため』
ないようチェック体制を整えて	に、『事業者としてどのような体制を整えているか』を確認する。
いる	
口3.子どもの体調変化(発作等の	・『子どもの体調の変化』に対して『迅速に対応するため』に『日常の健
急変を含む)に速やかに対応で	康状態の把握』を『事業者としてどのように行っているか』、また『体
きる体制を整えている	調変化に対応できる体制を整えているか』を確認する。
□4.日頃から医療機関と連携を	・『医療機関との連携』を『どのように図り』、『日頃の健康管理に活かし
図り、必要時には措置を講じて	ているか』を確認する。
いる	

- 専門職等の連携の強化、体調変化に対する即時対応、個別状況に応じたきめ細やかな健康管理などに着目します。
- 子どもの健康面への配慮が、日常生活の中でどのように行われているかを確認する必要があります。

「子どもの精神面でのケアについて、さまざまな取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりの精神的問題に対する適切な対応、発達の過程で生じる思春期の子どもの迷いや葛藤などへの適切な関わりがどのように行われているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.生活の中で、子どもが心の悩みや	・『子どもが気軽に相談できるような状況を検討』し、『子どもからの相
不安を相談できるように工夫してい	談に応じたり、必要がある子どもには施設から説明をする体制を整えて
る	いるか』を確認する。
口2.性についての正しい知識と理解	・『発達段階に応じた性教育の方法』を検討し、『一人ひとりの子ども
が得られるよう、子どもの年齢や状	の成長の段階や年齢等に応じた支援』を『実施しているか』を確認する。
況に応じた支援を行っている	
口3.子どもの抱える問題(被虐待、A	・『専門家との連携』により、『一人ひとりの子どもの問題に対して』『適
DHD、LD、行為障害、知的障害、	切な対応を行っているか』を確認する。
精神障害、性等)に対応するために、	
それぞれの専門家と連携している	
□4.職員と専門家が連携をとり、心理	・『専門家との連携』により実施した『心理的ケアの効果を確認』し、そ
的ケアの効果を高めるための取り組	の『効果をより高めるための工夫を行っているか』を確認する。
みを行っている	
口5.子どもの状況に応じて、学校等の	・『個別の課題を解決するための支援を行うため』に、『関連機関との
関係機関と連携し、定期的に情報交	連携や情報交換をどのように行っているか』を確認する。
換を行い問題の共有化を図っている	

- 性教育に関する指導にあたっては、成長の段階や、年齢などをふまえたうえで、その内容を検討 しつつ行っているかを確認します。
- 精神的なケアを必要とする子どもの状況の把握に関しては、さまざまな視点から検証し、適切な 対応が行われるよう、とるべきプロセスをとっているかも確認する必要があります。
- 子ども一人ひとりに必要な精神的ケアを実施する為に、専門職との連携をどのように行っているか、また、日常の対応における留意点等について、職員が共通認識を持って対応しているかに留意します。

「施設での生活は楽しく快適で子どもの自主性を尊重し、子どもの立場にたって支援している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設での日常生活を子どもにとって楽しく快適なものにするための取り組みや、子どもの意向を尊重した支援が提供されているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.居室や共用スペース等は、子	・部屋割り等も含めた環境整備等の実施において、『子どもの状況に配
どもの状況に応じて、快適で落	慮し』『安全性かつ快適性に配慮しているか』を確認する。
ち着ける環境・空間にしている	・『子どもがやすらげる雰囲気』を『施設がどのように考え』、『環境整備
	等に反映しているか』を確認する。
口2.日常生活の過ごし方は、子ど	・子どもの日常生活において、娯楽、買い物、入浴や衣類選択の楽しみ
もの特性や興味・関心等を考慮	など、『子どもの年齢や個別状況、個性や興味関心等に配慮しつつ生活
し、多様な体験ができるように	を作り上げているか』を確認する。
している	
口3.行事やイベントの企画・準備	・『行事等の企画や準備へ子どもが参加することの効果や必要性を検討』
は子どもも参加して行っている	したうえで、一人ひとりの『意向を尊重した支援を実施しているか』を
	確認する。
口4.日常の生活に関するきまり	・『子ども(必要に応じて保護者等を含む)の意見等を把握し』、『施設で
ごとについては、子ども等の意	の基本ルール (禁止事項等も含め) の見直しに反映するしくみがあるか』
見を参考にして見直しをしてい	を確認する。
వ	

- 子どもが相互に学びあう機会の設定や、お互いの自主性を高められるような支援をしているか、 また安定した生活を送ることができるような環境に配慮しているかに着目します。
- 子どもの意向をどのように把握し、それを実際の生活の場面に反映しているかを確認します。 また、子どもの意向を尊重したうえで、健全な育成という面からそれを受け入れることが望ましく ない場合の対応についても確認します。例えば、子どもの年齢や特性に応じて、時間をかけて話し 合うなどの調整が行われているかに留意します。
- 施設生活の中で、子どもたちの自主性を伸ばすためにどのような取り組みをしているかについて も確認する必要があります。

「施設と家族等との交流・連携を図っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設と家族との関係をどのように構築しているのか、相互の意思疎通を良くし、信頼関係を築くための取り組みを評価します。家族等は主として保護者ですが、親戚や代理人等も含みます。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.子どもの日常の様子や施設	・子どもと保護者(家族)の関係性をつないでいくためにも、『どのよう
の現況を保護者へ知らせている	な情報』を『どのように知らせているか』を確認する。
□2.保護者との外出・外泊・面会	・『保護者の面会や外出、外泊に関する組織としての基本的な考え方を定
時間は可能な限り希望に応じて	め』、『一人ひとりの状況に応じた対応を行っているか』。また『子どもの
いる	安全性を確保するための対策はどのように検討しているか』を確認する。
口3.子どもや保護者の状況、意	・再統合に関する『子どもや保護者の意向』を『どのような方法で把握』
向・希望を把握し、家庭関係の	し、『子どもにとって望ましい家族との関係調整のための支援を実施して
調整を行っている	いるか』。また『子どもと保護者の意向・希望が異なる場合の調整等』
	は『どのように実施しているか』を確認する。
口4.保護者からの相談に対応す	・保護者の不安や悩み等に対して、『個別に相談に応じるしくみがあるか』
る体制を整えている	を確認する。

- 子どもが施設を利用する事情によっては、直接家族との関係を継続できないケースもあり、そのような子どもへの配慮として、どのような取り組みを具体的に行っているかということにも着目します。
- 児童相談所が適切な措置決定が行うために、施設側からの情報提供などの取り組みがどのように なされているかも確認する必要があります。

「地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会をどのようにつくり出し、子どもを支援しているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.地域の情報等を収集し、子ど	・『子どもにとって必要な地域情報がどのようなものかを把握』し、その
も一人ひとりの状況に応じて提	『情報を一人ひとりの子どもの状況に応じて伝えているか』を確認する。
供している	
□2.必要に応じて、子どもが地域	・『子どもの特性や状況を考慮』して『地域のさまざまな資源を利用する
の資源を利用し、多様な体験が	機会』を『事業者としてどのように考え』『支援しているか』を確認する。
できるよう支援している	

- 子どもの生活の幅を広げるという視点から取り組んでいる地域との交流のさまざまな活動と活動成果の評価や蓄積に着目します。
- 生活施設においては往々にして「地域で暮らしている」という意識が希薄になりがちです。子どもの生活の幅を広げるという視点から、施設が取り組んでいる地域との交流のさまざまな活動と活動成果の評価や蓄積に着目します。
- 地域社会の一部には、福祉施設等に対する無理解や無関心、偏見等が存在する場合もあるため、 地域交流のための特別な活動以外にも、日常生活の中で近隣との友好的な関係を築くための工夫に も着目します。

サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

評価項目

6-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している

6-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、福祉サービス提供をするうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護、 虐待防止等も含めた個人の意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかについて評価し ます。

福祉サービスの利用者は、社会的に支援を必要とする人々です。しかし、どのような状況にある人でも、その人らしい尊厳に満ちた生活を送ることができるように、事業者には、利用者の状況に配慮した質の高いサービス提供が求められています。

■評価項目6-5-1

「子どものプライバシー保護を徹底している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、子どもや保護者のプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また子どもや保護者のプライバシーをろうあ児施設として組織的に遵守しているか等を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1. 子どもに関する情報(事項)	・子どもに関する情報(事項)を外部(他機関等の第三者)とやりとり
を外部とやりとりする必要が生	する必要が生じた場合、『やりとりに関する基本ルールに則って実施して
じた場合には、保護者の同意を	いるか』。『子ども一人ひとりの状態に応じ』『その必要性とやりとりに関
得るようにしている	する十分な説明を実施』し、『保護者の同意を得ているか』を確認する。
□2.個人の所有物や個人宛文書	・子どもの日常生活の支援の際に触れる機会の多い『子どものプライバ
の取り扱い、子どものプライベ	シー』を『どのように考え』『保護しているか』。『子どものプライバシー
ートな空間の出入り等、日常の	に関する基本的考え方』と『配慮の内容』を確認する。
支援のなかで、子どものプライ	
バシーに配慮している	
口3.子どもの羞恥心に配慮した	・子どもの日常生活の支援の際に、『一人ひとりの子どもが持っている羞
支援を行っている	恥心』に対し、『どのような配慮をして』『支援をしているか』を確認す
	る。

- 福祉サービスの提供は極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい支援方策を立案する必要があります。それ故に、事業者は子どもや保護者の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な支援を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、子どもや保護者の納得と同意を基本とすることが求められています。
- サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて触れる個人 のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかに着目します。

■評価項目6-5-2

「サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供の際に、子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりの意向や生育歴、価値観等を考慮して、一人ひとりの子どもらしさを大切にした生活が営めるような支援に努めているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
口1.日常の支援にあたっては、子ども	・利用者の日常生活の支援の際に、『利用者の意思尊重』に努め、『利
の意思を尊重している(「ノー」と	用者が事業者の提案等に対し、拒否を表明する機会を設けている
言える機会を設けている)	か』を確認する。
口2.子ども一人ひとりの価値観や生	・『子どものこれまでの生活の中で培われた個人の思想・信条や生
活習慣に配慮した支援を行っている	活習慣等を理解』し、そのうえで『子どもの言動をどのように受け
	とめ、支援しているか』を確認する。
口3.子どもの気持ちを傷つけるよう	・子どもとの日常的な関わりの中で、『意識的・無意識的に行われ
な職員の言動、放任、虐待、無視等	る不適切な対応』を『未然に防ぐための取り組みを検討』し、『対
が行われることのないよう、職員が	応しているか』を確認する。
相互に日常の言動を振り返り、組織	
的に対策を検討し、対応している	
口4.虐待被害にあった子どもがいる	・『被虐待児(若しくはその疑いのある子ども)に対して、適切な
場合には、関係機関と連携しながら	対応を行うため』に、『関係機関と連携』し、『対応をしているか』。
対応する体制を整えている	事例がない場合でも、『被虐待児がいないという事実をどのように
	確認しているのか』と共に、『事例が発生した場合の関係機関との
	連携や対応が想定されているか』を確認する。

- 子どもの権利擁護や虐待防止に関する職員の自発的な学習・研究活動などに着目します。
- 日常的な相談や支援を通じて、子ども自身に自らの権利や他者の権利について学ぶ機会の提供や、 子どもが自尊心を高められるような取り組みを行っているかどうかについても着目します。
- 福祉サービスの支援においては、利用者の権利を侵害しないことはもとより、積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。
- 世界的に子どもの基本的人権を定めた国際条約である「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)があり、日本も批准しています。子どもの権利条約は、児童の最善の利益の考慮のもと、子どもの人権(社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを定め、意見表明権など能動的権利も明記されています。
- 「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第 178 号 平成 18 年 9 月 29 日)第 42 条に身体拘束等の禁止、第 43 条に虐待等の禁止、第 43 条に懲戒に係る権限の濫用禁止が定められています。また、「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 平成 18 年 10 月 6 日)において子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化について明記されています。

サブカテゴリー6. 事業所業務の標準化

評価項目

- 6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている
- 6-6-3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

【解説】

このサブカテゴリーは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、 事業者として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりかねません。

なお、施設の業務実態の中には、職員が1人しか配置されていない業務等もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な支援体制の確立をどのように進めているのかを評価します。

■評価項目6-6-1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。ここでの標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、施設が提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制、夜勤時のチェックポイントなどを含めた業務全体の標準化について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.手引書(基準書、手順書、マニュ	・職員が、施設での『日常業務を行う際に必要な基本事項、実施手
アル)等で、事業所が提供している	順、留意点等』を『組織として定め』、『文書や図表等により明確に
サービスの基本事項や手順等を明	示しているか』を確認する。
確にしている	
□2.手引書等は、職員の共通理解が	・手引書等は『職員が共通に理解できる』ような『わかりやすい表
得られるような表現にしている	記や内容にしているか』を確認する。
口3.提供しているサービスが定めら	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『形骸化せずに活
れた基本事項や手順等に沿ってい	用』し、『実施しているか』。『日常的な業務点検等で状況把握を行っ
るかどうかを点検している	ているか』を確認する。
□4.職員は、わからないことが起き	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』
た際や業務点検の手段として、日	し、実践に活かされるよう、『手引書等を日常的に活用しているか』
常的に手引書等を活用している	を確認する。

- 「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとら われず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。
- 「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、事業者が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。
- 「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業者 の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、マニュアル化以外にどのような対応策を 講じているのかについて確認する必要があります。

■評価項目6-6-2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

【評価項目のねらい】

この項目では、事業者の業務水準を見直すしくみの確立について評価をします。

求められる水準は、サービスを利用する保護者の要請や状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.提供しているサービスの基本	・組織として定めた『実施手順等は改変の必要性』を『考察』したう
事項や手順等は改変の時期や見	えで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確認
直しの基準が定められている	する。
口2.提供しているサービスの基本	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や子ども・保護者
事項や手順等の見直しにあたり、	等の意見を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのように
職員や子ども・保護者等からの意	取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。
見や提案を反映するようにして	
いる	
□3.職員一人ひとりが工夫・改善し	・実際に『サービスを提供している職員』が、『子どもや保護者との関
たサービス事例などをもとに、基	わりの中で工夫した改善事例等』を他の職員に伝えるなど、『組織とし
本事項や手順等の改善に取り組	てのサービス向上につながる、全体の実施手順等の改善に取り組んで
んでいる	いるか』を確認する。

【 留意点 】

○ 手引書等の改訂にどの程度職員や子ども、保護者等の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。

■評価項目6-6-3

「さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設で提供している業務の一定の水準を確保するため、サービスの基本事項や手順等を職員全体が共有する方策として、各施設が実施しているOJT(職場内訓練)等の取り組みや工夫を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.打ち合わせや会議等の機会	・『日常的な機会(打ち合わせ時や OJT 等)を活用』して、『組織が定め
を通じて、サービスの基本事項	ている基本事項や標準的なサービス手順等』を、『職員全体に周知し、体
や手順等が職員全体に行き渡る	得できるような取り組みを行っているか』確認する。
ようにしている	
□2.職員が一定レベルの知識や	・『研修等の設定』をはじめ、『標準化を図るため』に『職員に知識・技
技術を学べるような機会を提供	術等を獲得する機会を提供しているか』を確認する。
している	
口3.職員全員が、子どもの安全性	・子どもの『安全性を安定的に確保』するための『取り組みを組織的に
に配慮した支援ができるように	実施しているか』を確認する。
している	
□4.職員一人ひとりのサービス	・『組織が定める水準のサービス提供』を、職員が『安定的に提供できる』
提供の方法について、指導者が	よう、『職場内外の指導・助言体制』を整え、『活用しているか』を確認
助言・指導している	する。
□5.職員は、わからないことが起	・日常業務において『不明点や疑問点などが発生した際』に、『職員が自
きた際に、指導者や先輩等に相	らその不明点、疑問点を解決できるようなしくみ』を、『組織として整え』、
談し、助言を受けている	『活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

○ 職員の研修計画等は、カテゴリー5「職員と組織の能力向上」でも評価します。